消費者トラブル啓発ポスター募集事業実施要項

1. 目的

急速な高齢化の進行やデジタル化の進展など、消費者を取り巻く環境は大きな変化に直面しています。消費者トラブルも複雑化・多様化し、高齢者を狙った悪質な手口による被害や成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害は後を絶ちません。

そこで、消費者が安心・安全な消費生活を送ることができる社会の実現に向け、「自立した消費者」の育成を目的として、町内の小学生を対象に、消費者被害の未然防止や消費者意識の向上を呼びかける消費者トラブル啓発ポスターを募集します。

2. 応募資格

杉戸町内に在住または在学する小学生

3. 募集期間

令和 7 年 12 月 15 日(月)～令和 8 年 3 月 27 日(金) 必着

4. 応募規定

・用紙の大きさは四つ切判とし、縦横の向きは自由です。
・手書きの作品に限ります。
・特定のキャラクター、企業名、商品名などをイメージさせるものは描かないでください。
・作品の裏側左下に、必要事項を記入した作品票(別紙)を貼付してください。

5. 募集テーマ

以下のテーマを参考に、消費者トラブルに遭わないために注意すべきことや消費者としてどのように意識し行動するかといった提案を含む内容としてください。

(1)消費者ホットライン「188」の PR

消費生活に関するトラブルを相談できる全国共通の電話番号「188(いやや)」の周知になるもの。

(2)契約トラブルの防止

消費者をだましたり、強引に商品を売りつけたりする「悪質商法」への注意喚起や契約トラブルに巻き込まれないためのポイントなど、「かしこい消費者」になるための提案。

(3)高齢者を守るためにできること
　消費者トラブルの被害を受けやすい高齢者を地域や家族で見守ることの大切さを伝えるもの。

(4)若い人こそ気をつけたい消費者トラブル
　SNS やネット広告、サブスクなど、若い世代が巻き込まれやすいトラブルへの注意を促すもの。

(5)インターネットや SNS にひそむ落とし穴
　ネットショッピングやオンラインゲーム、SNS などインターネット上のトラブルへの注意を促すもの。

6.応募方法
　杉戸町 産業振興課 商工観光担当へ提出してください(郵送可)。
　郵送の場合は、絵の具などが完全に乾いた状態で、作品を折り曲げずに送付してください。

7. 作品および個人情報の取扱い
・応募作品は、自作かつ未発表のものに限ります。
・作品の制作や応募等にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
・応募作品は返却いたしません。
・応募者の氏名、学校名および学年を町 HP 等で公表させていただくことがあります。(匿名希望についてはご相談に応じます。)
・いただいた個人情報は、本事業にかかる目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。
・本実施要項に記載のない事項については、主催者の判断により決定します。
・応募いただいた作品の著作権は杉戸町に帰属し、令和 8 年 5 月に開催予定の「消費者月間パネル展」等で展示し、町民の消費者意識の向上および課題認識の促進を図る啓発活動に活用させていただきます。

8. 応募・お問い合わせ先
　杉戸町 産業振興課 商工観光担当
　　〒345-8502　杉戸町清地 2-9-29　　電話：0480-33-1111
　　＜受付時間＞平日 8：30～17：15／土日祝を除く